

佐野市上下水道庁舎清掃業務委託仕様書

1. 履行場所 佐野市上下水道庁舎及び旧庁舎（佐野市大橋町 1 1 6 5 番地）
2. 履行期間 令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで（3 6 か月）
3. 基本事項
 - (1) 清掃の作業箇所及び内容は本仕様書及び添付の別紙により行うこと。
 - (2) 清掃不完全の場合又は清掃の必要が生じたときは、委託者は受託者に対し必要な事項を指示し、受託者はこれに従うこと。
 - (3) 清掃業務に要する経費はすべて受託者の負担とする。ただし、業務実施のために必要な電気、水道及びガスについては、委託者が無償で提供する。
 - (4) 常に細心の注意をもって作業を実施すること。なお、受託者の故意若しくは重大な過失によって建物、附属設備及び物品等に損害を与えたときは、受託者の負担において原状に復すること。
 - (5) この業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、すべて受託者が費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについてはこの限りではない。
 - (6) 建物、附属設備及び物品等に破損箇所を発見し、又は器具等に異常を認めるときは、受託者は、速やかに委託者に報告すること。
 - (7) 作業員の服装及び言動等には、十分配慮すること。
 - (8) 定められた時間以外においては、庁舎への立入りを禁ずるものとする。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
 - (9) 作業員はその日の清掃状況を明らかにするため、作業日報を提出すること。
 - (10) 業務実施に当たり知り得た秘密及び事項については、一切他に漏らさないこと。
 - (11) 可能な限り同一の作業員を出向させること。
4. 実施要領
 - (1) 作業員の人数
 - ・通常清掃 2 名
 - ・定期清掃及び定期ガラス洗淨清掃 必要な作業人員を確保すること。
 - (2) 通常清掃を、毎週 1 回土曜日に実施すること。
 - (3) 定期清掃を、年 4 回（6・9・12・3 月）実施すること。
 - (4) 定期ガラス洗淨清掃を、年 2 回（6・12 月）実施すること。
 - (5) 作業時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分の間とする。
 - (6) 作業用具を格納する必要がある場合は、委託者が指定する場所へ格納すること。
5. 作業要領
 - <通常清掃>
 - (1) 床の清掃
 - ・事務室、廊下及びその他の床は、ほうき又は掃除機等を使用して清掃し、必要に

応じ水拭き又は中性洗剤で洗淨するものとする。

- ・トイレ等のタイル部分はほうき清掃、水拭きを行い、汚れた部分は中性洗剤又はクレンザーで洗淨し、乾いたモップで水分を拭き取り仕上げをすること。
- ・各出入口に備えつけてあるマットは、必要に応じて、泥、塵等を十分に除去し、洗淨・乾燥して備えつけること。

(2) トイレ、湯沸室の器具等の清掃

- ・洗面器、手洗い器等の衛生器具は、たわし等で洗剤を使用して洗淨し、排水口のゴミを取り除き、外部は乾いた布で拭き取り仕上げをすること。
- ・便器等は必要に応じて洗剤を使用して洗淨すること。ただし温水洗淨便座等機械の動作に支障を及ぼすものについては故障の原因となることから、塩素系洗剤は使用しないこと。
- ・金物は、真ちゅう磨き又は専用洗剤を使用し、清潔な布で拭き取り仕上げをすること。
- ・洗面器、手洗い器の上の照明器具及び鏡は、汚れた部分は中性洗剤等を使用し、清潔な布で拭き取り仕上げをすること。
- ・石けんは受託者の負担とし、常に注意をして寸時も切らさぬよう補充すること。

(3) その他の清掃

- ・来庁者用等受付カウンターの拭き仕上げ等は念入りに行うこと。
- ・廊下、階段及びロビー等は、泥、紙くず等が落ちていないように努めること。
- ・職員通用口の灰皿の清掃をすること。
- ・事務室、玄関、トイレ等のごみ箱のごみを集め、屋外のダストボックスへ捨てること。

< 定期清掃 >

- ・事前に委託者と日程調整の上、庁舎内をほうき又は掃除機等を使用して清掃し、床面が汚れた部分は水拭き又は中性洗剤でポリッシャーにより洗淨し、汚水を除去した後ワックス塗り（使用可能場所のみ）で仕上げを行うものとする。

< 定期ガラス洗淨清掃 >

- ・事前に委託者と日程調整の上、庁舎内外の窓ガラス及び仕切りガラスについてガラス専用洗剤により清掃を行うものとする。なお、簡易なガラス清掃については、通常清掃においても行うものとする。
- ・カーテンウォールなど高所部分は、タッカーや高所作業車等必要な機器を受託者において準備して清掃すること。

6. その他

この仕様書に定めのない事項については、両者誠意をもって協議し、別に定めるものとする。

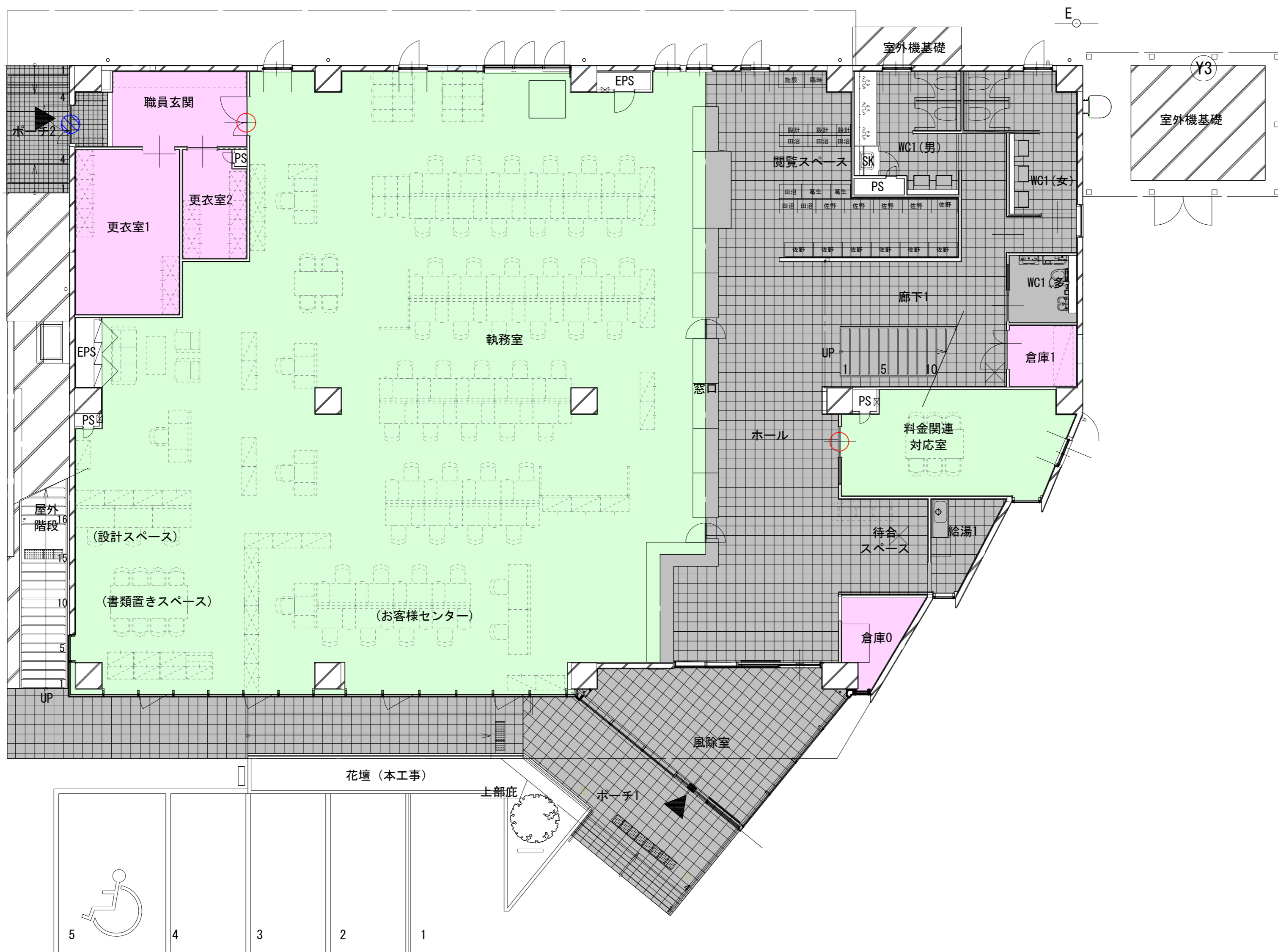
佐野市上下水道庁舎清掃業務委託 各室作業内容表

作業箇所	床仕上げ・材料	面積	通常清掃 (週1回)				定期清掃 (6.9.12.3月)				
			床清掃 (箒・掃除機等)	床モップ拭き 水・洗剤	金属面磨き清掃 (湯沸室)	壁面拭き清掃 (男子トイレ)	衛生器具の清掃	床清掃 (箒・掃除機等)	床モップ拭き 水・洗剤	床面ポリッシュ シャー洗浄	床面ワックス 仕上げ
風除室・ホール・階段等	磁器質床タイル張	210.20	○*1		○	○	○	○	○		
執務室・電気室・中央監視室等	ビニール床タイル	457.30	○	○			○	○	○		
会議室・職員玄関等	ビニール床シート	331.50	○	○	○	○	○	○	○	○	
庁舎南面	カーテンウォール	348.80									○
庁舎北面等	窓ガラス	111.90									○
	合計	1459.70									

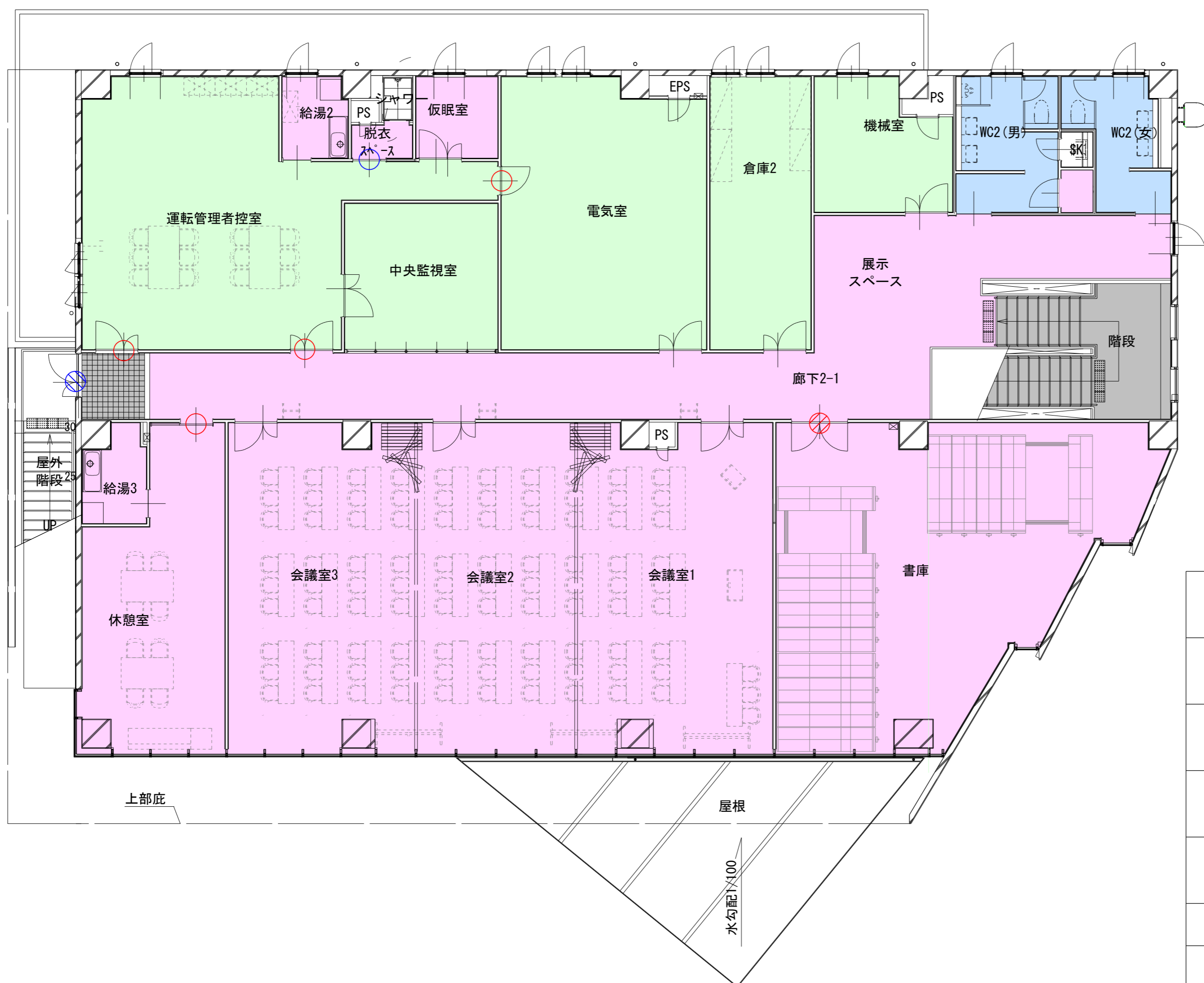
*1 部分泥汚れはデッキブラシで擦り洗いを行い拭き取る。

上下水道庁舎 平面図

1 階

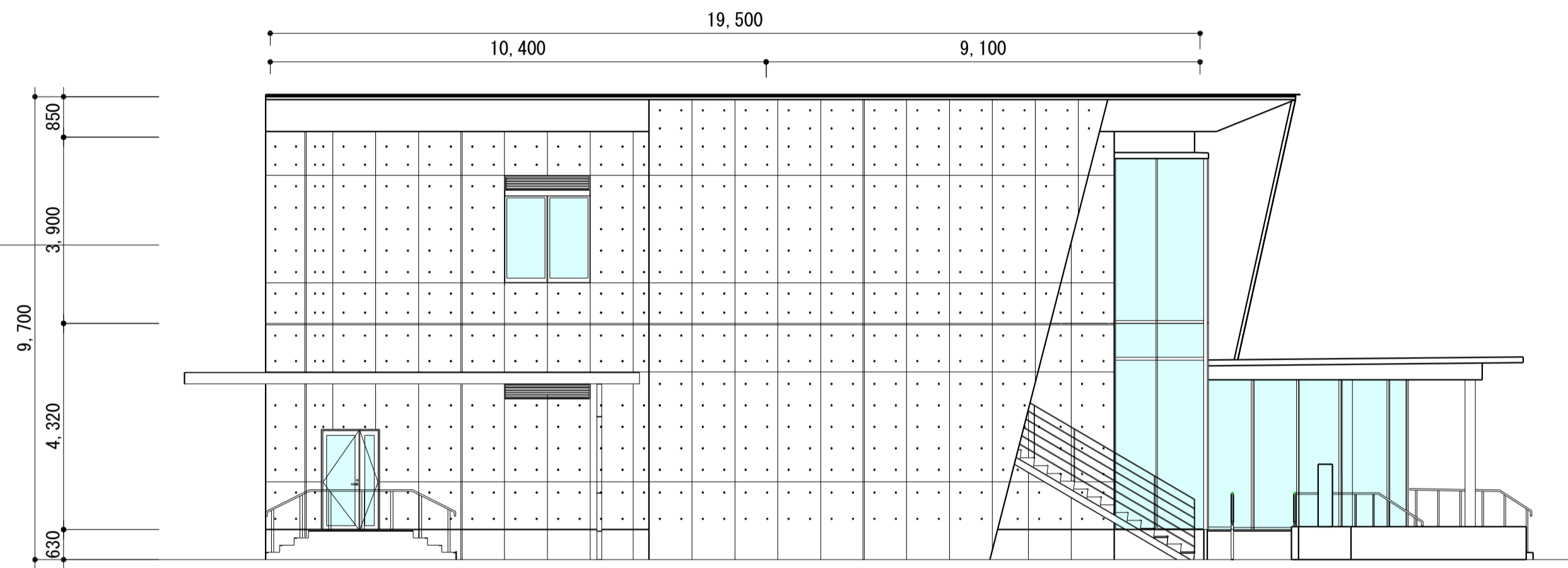


2 階

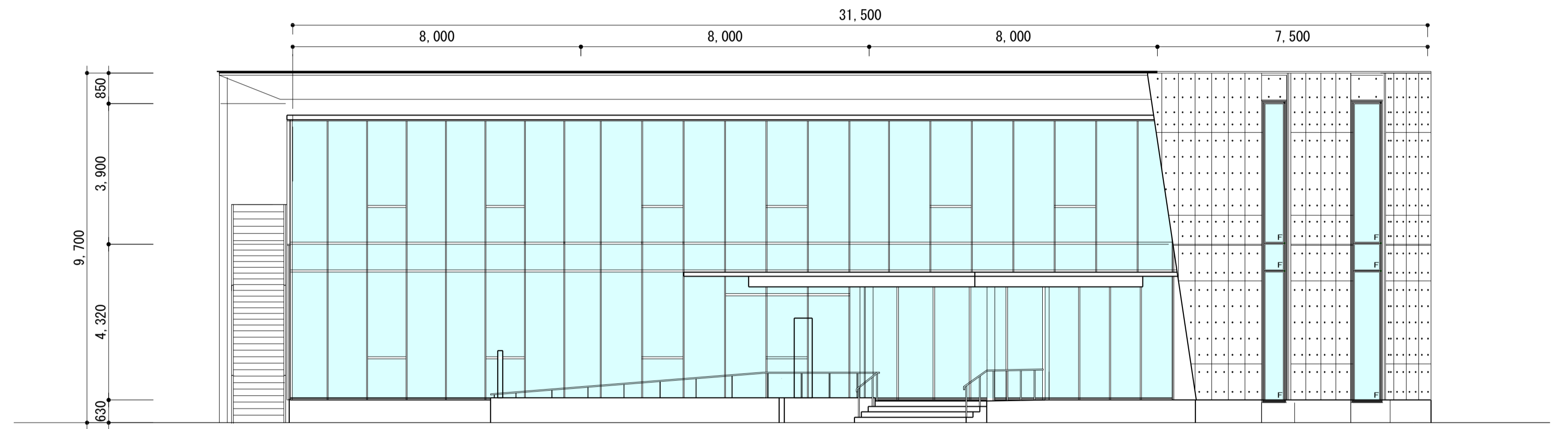


凡 例	
	磁器質床タイル
	ビニール床タイル
	ビニール床シート
	ビニール床シート(防汚)
	明かり窓付きド7 □80mm×1750mm
	明かり窓付きド7 □80mm×1750mm×2(親子)
	明かり窓付きド7 □150mm×150mm
	明かり窓付きド7 □1890mm×610mm(親) □1890mm×200mm(親)

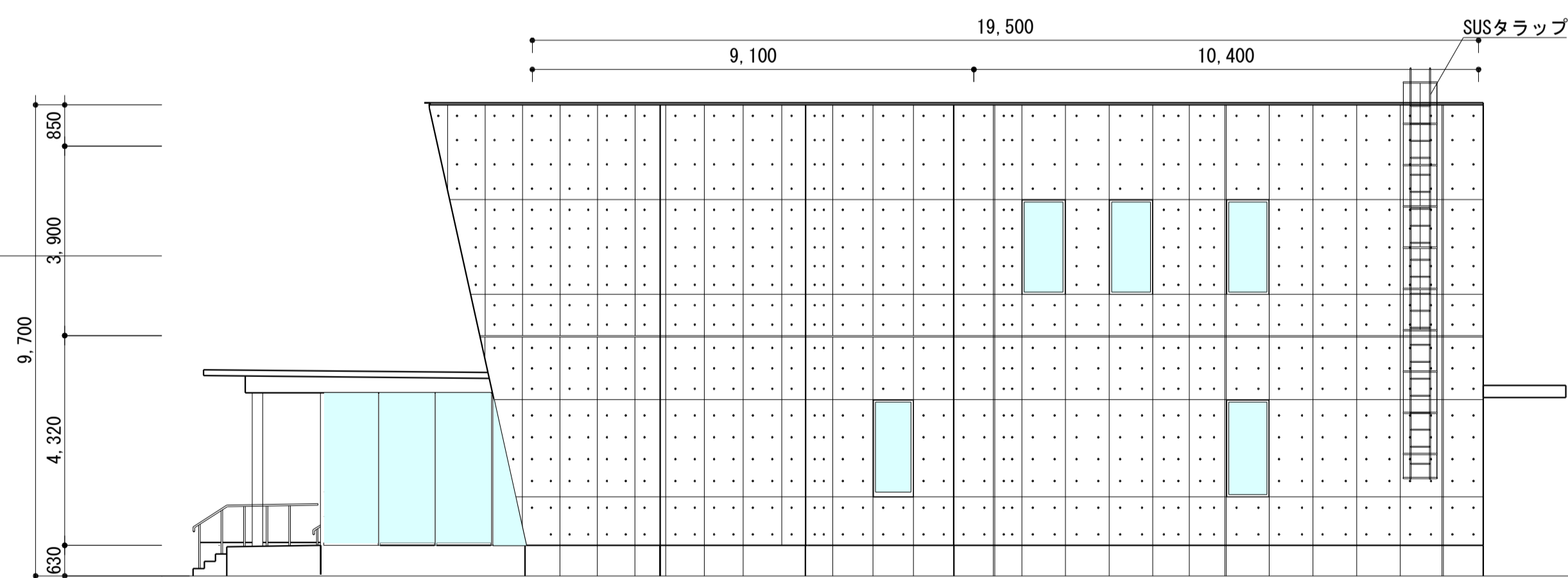
上下水道庁舎 立面図



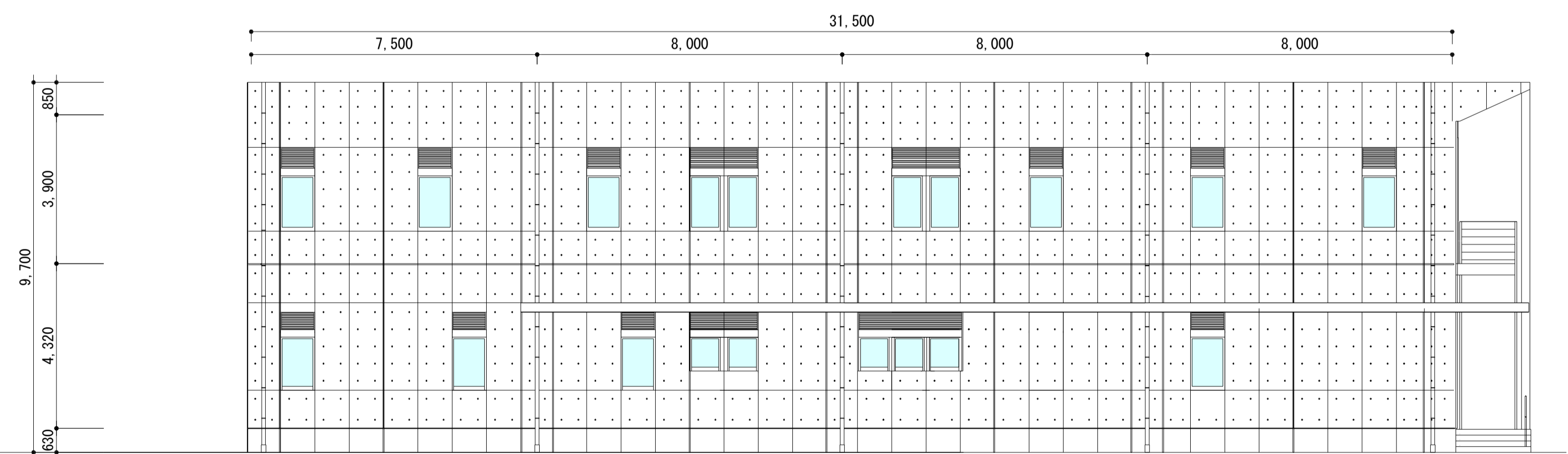
西面



南面



東面



北面

凡 例	
■	窓ガラス

佐野市水道局旧庁舎清掃業務委託 各室作業内容表

作業箇所	床面積	床仕上げ	通常清掃 (週1回)				定期清掃 (6.9.12.3月)				(6.12月)
			床清掃 (箒・掃除機等)	床モップ拭き 水・洗剤	金属面磨き清掃 (湯沸室)	壁面拭き清掃 (男子トイレ)	衛生器具の清掃	床清掃 (箒・掃除機等)	床モップ拭き 水・洗剤	床面ポリッシャー洗淨	床面ワックス仕上げ
廊下	17.50	Pタイル	○	○			○	○			
電気室	63.22	長尺塩ビシート					○	○			
中央監視室	17.14	絨毯					○				
男子更衣室	17.05	長尺塩ビシート	○	○			○	○			
男子トイレ	9.80	モザイクタイル	○	○	○	○	○	○			
男女トイレ①	2.80	長尺塩ビシート	○	○		○	○	○			
男女トイレ②	2.80	長尺塩ビシート	○	○		○	○	○			
合計	130.31										

佐野市旧水道局 庁舎見取図

■ 清掃委託箇所
■ 定期清掃(年4回)委託箇所

